

バーチャル YouTuber に対する誹謗中傷

—侵害帰属と同定可能性に関する法理論—

○原田伸一郎 (Shinichiro Harata)

Keywords : バーチャル YouTuber、VTuber、誹謗中傷、名誉毀損、アバター、キャラクター

1 目的

バーチャル YouTuber (VTuber) とは、生身の人間の姿ではなく、CG アバターの姿を通してインターネット上で動画投稿・ライブ配信などの活動をおこなう者を言う。近年、その人気が爆発的に広がる一方、VTuber に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシー侵害と思われる事例も相次いでいる。VTuber は、その素顔や本名を公開せずに活動するのが通例であることから、実在の人物と結びつかない「ネット上の人格」「仮想空間上の人物」とみなされてしまえば、侵害からの保護・救済が十全になされないおそれもある。本研究は、VTuber に対する誹謗中傷の認定において前提的に問題となる、侵害帰属と同定可能性に関する法理論を整理・明確化することを目的とする。

2 方法

VTuber に対する誹謗中傷は、日常的に生じているとも言えることからその総体を把握することは困難であるが、訴訟事件にまで発展したものとしては、数件明らかになっているほか、令和 4 年 3 月 28 日に東京地裁で発信者情報開示請求が認められた事例は特にファン界隈で注目を集め、一般紙でも報道されている。その他、公表されていないが、発表者自身が弁護士から意見を求められた例もある。本研究では、現在公的に入手可能な裁判例や、弁護士等の法的見解を参照する。

3 結果

それらを検討の結果、VTuber は単なるキャラクターであり、誹謗中傷等の攻撃が「中の人」の人格に及ぶことはないという、単純な「ネット上の人格」「匿名アカウント」論は通用しないという理解は、VTuber に関する法的議論において最低限定着しつつあることが分かった。ただし、一口に VTuber と言ってもその存在様式・活動スタイルは多様であり、自身 VTuber リスナーでもある発表者の観点からすれば、VTuber に対する理解の浅い議論も散見された。

4 結論

以上を踏まえ、VTuber に対する誹謗中傷が、アバターの背後にいる「中の人」本人に帰属されるのか、誹謗中傷を受けた対象が、実在の特定の人物と同定可能であるかという論点について、より VTuber やそのリスナーの実態に適合する法理論を提起することとした。

【主要参考文献】

原田伸一郎「バーチャル YouTuber の人格権・著作者人格権・実演家人格権」静岡大学情報学研究 26 卷 (2021)

原田伸一郎「バーチャル YouTuber の肖像権 : CG アバターの「肖像」に対する権利」情報通信学会誌 39 卷 1 号 (2021)